

【上三川歴史クイズ⑤:答えはP.16】初代多功城主多功宗朝は、熊を食べたために、鎌倉での放生会の供奉人を辞退することになった。○か×か

## 乳歯を大切にしよう

10月25日 フッ素塗布を実施します

乳歯のすぐ下には、永久歯がすくすく育っています。もし、乳歯がむし歯になつたらい、すぐ下に育つてはいる永久歯にはじんな影響があるのでしょうか。

実は、「乳歯は生えかわるから大丈夫…」と思つていませんか。乳歯がむし歯になると、永久歯の成長にも大きく影響します。乳歯の根っこは、永久歯が成長する際に吸収され、永久歯が正しく並ぶようになります。しかし、乳歯がむし歯になり早い時期になくなつてしまひと、隣に並んでいる乳歯が隙間に寄つてしまい、永久歯が正しい場所に出てくることがあります。また、乳歯がひどいむし歯になると、根っここのまわりに膿がたまり、永久歯の色がくすんだり、質の弱い歯になつてしまつこともあります。

永久歯は一生使つていくものです。乳歯の時期からむし歯を防いでいくことが大切です。むし歯予防として効果的なのは、歯を強くする効果がある「フッ素」を取り入れることです。

町では、小児期のむし歯予防事業の一環として「フッ素塗布」を実施します。今年度、最後のフッ素塗布の機会となりますので、ぜひご参加ください。また、対象のお子さまには、6月にフッ素塗布申し込み書等を郵送しております。申し込み書がない場合は、当田、会場で配布しますので、直接お越し下さい。

### フッ素塗布

▼日にち=10月25日(木) ▼場所=上三川いきいきプラザ 検診ホール

受付時間	対象児	平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さん
午後1時～1時30分		平成20年4月生～9月生
午後1時30分～2時		平成20年10月生～平成21年4月1日生
午後2時～2時30分		平成19年4月生～9月生
午後2時30分～3時		平成19年10月生～平成20年3月生
午後3時～3時30分		平成18年4月2日生～9月生
午後3時30分～4時		平成18年10月生～平成19年3月生

※受付時間はご都合による変更が可能です。(連絡不要)

※持参するもの:タオル・フッ素塗布申込書(ない場合は会場で配布)

▼問い合わせ先=健康課 母子健康係 ☎ 56 9132

## 児童扶養手当制度について

### 児童扶養手当とは?

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子ども等の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

※平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力(口論)で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。

### 手当額(月額)は?

受給資格者(父又は母等)が監護・養育する子ども等の数や受給資格者の所得等により決められます。

### ○子ども一人の場合(平成24年4月～)

全部支給…41,430円

一部支給…9,780円～41,420円

### ○子ども2人以上の加算額

2人目…5,000円

3人目以降1人ににつき…3,000円

### 手当を受給するためには?

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課児童福祉係へお問い合わせください。手当は、申請の翌月分から支給開始となります。

### ▼問い合わせ先=

福祉課

児童福祉係

☎ 56 9130



# 65歳以上の方にインフルエンザ予防接種の助成を行います!!

～流行に備え、かかったときの重症化を防ぐために大切です～

インフルエンザの季節が到来します。町では65歳以上の方に接種費用4,600円のうち1回に限り予防接種費用の助成を行っています。次の表を参考に直接医療機関で接種してください。

	一部助成	全額助成
対象者	65歳以上の高齢者 60歳～64歳の特定の障がい者	65歳以上で生活保護受給者
費用	1回のみ自己負担 1,000円	1回のみ自己負担 1,000円
助成方法	保険証、老人健康手帳を持参し医療機関で接種(町への手続きは必要ありません)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者には個人通知をしています。</li> <li>●通知を持って健康課の窓口にお越しください。</li> <li>●受診券を交付しますので、受診券を持参し医療機関で接種してください。</li> </ul>
助成期間	平成24年10月1日(月)～平成25年2月28日(木)	
接種できる医療機関	町内、小山市、下野市、野木町、宇都宮市の医療機関 (事情により上記以外の医療機関をご希望の方は下記までご連絡ください。)	

▼問い合わせ先=健康課 母子健康係

☎ 569132

## 不活化ポリオワクチン接種が開始されました

対象年齢	生後3か月から90か月(7歳6か月)に至るまでの間
接種回数	合計4回(初回接種3回、追加接種1回)
標準的な接種期間	初回接種:生後3か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種:初回接種(3回)終了後、12から18か月の間に1回接種※ ※4回目の追加接種については、現在、有効性と安全性の検証中であるため、現在は定期接種(無料)として扱われませんのでご注意ください。
費用	無料(公費助成)
接種場所	町内、下野市、小山市、野木町及び宇都宮市の医療機関 上記の医療機関以外で接種する場合は、 健康課母子健康係までご連絡ください。

平成24年9月1日より、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として開始されました。接種対象者には、平成24年8月末に個別通知を郵送しておりますので、平成24年8月31日までのポリオワクチンの接種歴に応じて接種回数を確認し、不活化ポリオワクチンを接種してください。

## 4種混合ワクチンについてのお知らせ

▼問い合わせ先	平成24年11月より、3種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風・百日咳)と不活化ポリオワクチンを混和した4種混合ワクチンが定期接種として導入される見込みです。 そのため、平成24年11月以降に生後3か月を迎えるお子さん(平成24年8月生まれ以後のお子さんは)は、4種混合ワクチン接種の対象となります。今後、4種混合ワクチン接種の詳細が決まり次第、個人通知をしていく予定ですので、通知をご覧ください。 なお、乳児が百日咳にかかると、重症化し命に関わることもあることから、3種混合ワクチンの接種を遅らせるることは危険です。平成24年7月までに生まれたお子さんは、4種混合ワクチンの導入を待たず、単独の不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを接種することをお勧めいたします。
健康課 母子健康係	☎ 569132